2024 前期 東京 足場の組立て等作業主任者技能講習のご案内（実施計画）

一般財団法人 日本産業技能教習協会 ― https://www.kyousyu.org ―
日暮里教室 東京都荒川区東日暮里6-60-10 日暮里駅前中央ビル8F
TEL:03-5838-6924 FAX:03-5838-6925

安全衛生管理体制に関する法令（労働安全衛生法第14条、施行令第6条）により、事業者は、足場の組立て、解体及び変更の作業について、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を、主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならないことが定められております。（労働安全衛生規則第16条、別表第1参照）

なお、ここでいう足場とは、つり足場（ゴンドラのつり足場を除くもの）、張り出し足場、及び高さ5m以上の構造の足場を指します。

当協会は、東京労働局登録教習機関です。

（登録東安第151号、登録教習機関 有効期間:2024年3月31日～2029年3月30日）

1. 日程、定員など

実施回	1	2	2
日 程	2024年 4月 11、12日	2024年 7月 22、23日	2024年 9月 12、13日
開 催 場 所	日暮里教室	日暮里教室	日暮里教室
定 員	40名	40名	40名

2. 受講資格

（当該の作業とは、足場の組立て、解体及び変更に関する作業を示します。）

① 満21才以上で、当該の**作業に3年以上**従事した経験を有する者。
＊平成29年7月1日以降の期間の実務経験は**足場の組立て等特別教育**受講後の期間のみしか認められません。

② 満20才以上で、大学、高専、高校、中学において土木、建築又は造船に関する学科を**専攻**して卒業した者で、卒業後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。
（＊学科、コースなどでの専攻が証明できる書類が必要です）

③ 満20才以上で、足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号いずれかの訓練を修了し、後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件（コース分け条件）

コース	日程	料金（受講料+教材費）	コース条件（＊受講資格を満たした上で）
通常	2日	¥19,800（17,600+2,200）	21才、経験3年
免除A	1日	¥13,200（11,000+2,200）	とび1級、2級など
免除B	1日	¥13,200（11,000+2,200）	とび科の職業訓練指導員など

＊受講料・教材費共に消費税（10%）込みの金額です。
＊各コース受講資格の詳細は、WEBサイトで講習科目免除一覧をご確認ください。
＊申込の際に該当者は**「足場の組立て等業務特別教育」**など各証明書類のご提出をお願いします。

4. 講習科目、時間割例など（時間割例は、休憩時間も含めたものです。）
受付 8:20～

講習科目 コース（科目免除）	普	A	B	時間割例		講習時間	講師の氏名
作業の方法に関する知識	○			1日目	9:00～17:30	7時間	原田 一男 柿沼 勇一 加藤 宏司
工事用設備,機械,器具,作業環境等に関する知識	○			2日目	9:00～12:10	3時間	原田 一男 柿沼 勇一 加藤 宏司
作業者に対する教育等に関する知識	○	○			13:00～14:30	1時間30分	原田 一男 柿沼 勇一 加藤 宏司
関係法令	○	○	○		14:40～16:10	1時間30分	原田 一男 柿沼 勇一 加藤 宏司
修了試験	○	○	○		16:20～17:20	1時間	

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。

5. 申込方法

①当協会WEBサイトより**受講予約書**を印刷し、必要事項をご記入の上、証明書類とともに
FAXかWEBフォームにてお申込みください。受け付け後、**受講申込書**を郵送いたします。
FAX送信などができない場合は、お電話でも受け付けいたします。

②**受講申込書**に必要事項を記入し、**写真（4×3cm）**貼付の上、**本人確認書類**とともに
必ず受講日前までに**返送**してください。なお、受講料は指定口座へ事前にお振込ください。
＊各免除コースのお申込にあたっては、お申込みの際、その旨必ずご連絡ください。
＊受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できません。
ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。
＊**開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

＊統合形式の修了証交付のため、講習ご受講の際には当協会で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。
＊20名様以上ご受講の場合、東京都内、埼玉県内の出張講習も承っております。詳しくは日暮里教室までお問い合わせお願いします。（講習実施予定の2ヶ月程前までにご連絡下さい）
＊その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。 （2024.2.11）

足場の組立て等作業主任者技能講習　科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、受講科目の一部免除が可能です。

	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	1. 足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者 1）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 2）職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者 3）職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」と言う。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む）を修了した者 4）旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者 5）職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第 2 条第 1 項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成 5 年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第 1 項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2における訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者 2. 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械器具、作業環境等に関する知識

	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
B	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業方法に関する知識 工事用設備、機械器具、作業環境等に関する知識 作業者に関する教育等に関する知識